

総務委員会会議録

日時 平成28年 3月 4日(金) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後 4時 4分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 塩澤 浩
副委員長 遠藤 浩
委員 高野 剛 石井 脩徳 前島 茂松 渡辺 英機
奥山 弘昌 山田 七穂 久保田松幸

委員欠席者 土橋 亨

説明のため出席した者

公安委員 石川 恵 警察本部長 飯利 雄彦 警務部長 前田 尚久
警備部長 興石 靖 交通部長 奥脇 勝美 刑事部長 藤原 芳樹
生活安全部長 川崎 雅明 総務室長 市川 和彦
会計課長 初原 豊 交通部参事官 中山 良彦 交通部次長 三浦 元彦
捜査第一課長 小林 敏廣 刑事部参事官 楠 宏一
警察学校長 興水 雅彦 首席監察官 細入 浩幸 総務室参事 古屋 秀敏
警務部参事官 窪田 圭一 警務部参事官 岡田 寿雄
警務部参事 有泉 照夫
生活安全部参事官 佐藤 岩生 警備部参事官 荒居 敏也
地域課長 矢崎 正美 警備第二課長 小俣 隆弘
交通指導課長 平山 清司 交通規制課長 岩柳 治人
運転免許課長 跡部 位 組織犯罪対策課長 宇野 晃 監察課長 志田 浩
厚生課長 石川 善文 捜査第二課長 宮川 俊樹
少年・女性安全対策課長 西山 雄三 通信指令課長 小俣 宏

知事政策局長 松谷 莊一 企画県民部長 守屋 守
リニア交通局長 佐藤 佳臣
知事政策局理事 市川 満 知事政策局理事 弦間 正仁
知事政策局次長 手塚 伸
政策参事 中澤 宏樹 秘書課長 平賀 太裕
広聴広報課長 渡邊 和彦 行政改革推進課長 石原 啓史
富士山保全推進課長 長田 公 人口問題対策室長 三井 薫
企画県民部理事 渡辺 祐一 企画県民部次長 布施 智樹
企画課長 上野 直樹 北富士演習場対策課長 中込 巖
情報政策課長 中野 修 統計調査課長 古屋 久
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 杉田 真一
生涯学習文化課長 内田 不二夫
リニア交通局理事 清水 豊 リニア交通局次長 岡 雄二
リニア交通局技監 市川 成人
リニア推進課長 小田切 浩 交通政策課長 深沢 修

議題 (付託案件)

- 第 1 号 山梨県大村智人材育成基金条例制定の件
- 第 2 号 山梨県職員の退職管理に関する条例制定の件
- 第 3 号 山梨県行政不服審査法施行条例制定の件
- 第 5 号 山梨県部等設置条例等中改正の件
- 第 7 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 8 号 山梨県情報公開条例等中改正の件
- 第 9 号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第10号 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等中改正の件
- 第11号 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中改正の件
- 第12号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第21号 山梨県暴力団排除条例中改正の件
- 第39号 包括外部監査契約締結の件

(調査依頼案件)

- 第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第24号 平成28年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第28号 平成28年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第29号 平成28年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第30号 平成28年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第34号 平成28年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時2分から午前11時23分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後4時4分まで、途中、午後2時から午後2時20分及び午後3時44分から午後4時01分まで休憩をはさみ知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係の審査を行った。総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係については3月7日に審査を行うことになった。

主な質疑等 警察本部関係

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(交通事故分析調査事業費について)

遠藤副委員長

警9ページの交通事故分析調査事業費1,000万円余ですが、先ほど本部長から丁寧な説明をいただき、内容についてはおおむね理解をいたしました。何点か疑問点ございますので、質問させていただきます。

今まで手作業で行っていたことを、GIS導入により効率化させて、総合的な交通安全対策に寄与していくということでした。昨年度は交通事故やその死亡者とも大変減少して、これもふだんからの警察や安全運転協会等の御尽力によるものだと認識をしていますが、今後、GISを導入することによって、また新たな展開が見られると思います。そのような中で、この必要性を民間レベルでわかるように御説明いただきたい。

中山交通部参事官

昨年は第9次山梨県交通安全計画で作成された抑止目標値、死者35人未満というところ、死者33人という目標を達成したところですが、いまだ33人もの方々のとうとい命が失われていることは事実であり、また、交通事故件数については3年ぶりに増加に転じるなど、依然として厳しい交通情勢が続いていると認識しております。今後、高齢社会の進展を背景とした高齢ドライバーの増加のほか、富士山観光を目的とした外国人旅行者を含む来県者の一層の増加、中部横断自動車道の延伸、リニア中央新幹線の開業、これに伴う工事関係車両の流入や沿線道路の新設などにより、交通の流れ・量の変化が予想され、交通事故のさらなる増加が懸念されているところであります。このような情勢に的確に対応するためにも、GISを導入し、交通事故抑止対策の根幹となる交通事故分析の高度化を図る必要があると考えているところであります。

遠藤副委員長

これからの交通情勢が、今とは変わっていくということを想定しているということですが、説明資料は他の自治体のデータのようなのですが、他県の状況や、その中で山梨県の位置づけを教えてください。

中山交通部参事官

近年、高齢者人口の増加等を背景として、全国的に交通事故の死者数が減りにくくなっており、昨年中の全国の交通事故死者数は4,117人と15年ぶりに増加に転じたところです。このような中、各都道府県警察でもGISの導入を積極的に取り組んでおり、当県独自で調査したところ、本年2月末現在、32都道府県警察で交通事故分析にGISを導入しており、7つの県警察においても来年度の導入に向けた具体的な準備を行っている状況です。

遠藤副委員長

状況的には後発的なところがあるということですが、それまで人の作業等に携わっていた部分もあるということで、また新たな動きもできると期待しています。先ほどの説明の中で、年頭の視閲式の際に本部長が挨拶、訓示いただいた内容で、県民と県を訪れる来訪者全ての安全を確保していくというようなことを申されました。この情報発信として、県民や来訪者に、どのようにデータ提供していくのか、提供体制について伺います。

中山交通部参事官

県民の皆様に対しては、交通事故発生地点や交通事故の分析結果を県警のホームページに掲載するほか、県との連携を密にし、市町村、各種団体、運輸業者、PTA、各地域や老人クラブなどへ、タイムリーな情報や資料の提供を考えております。また、観光等で来県される方々に対しましては、県警ホームページで情報提供のほか、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、道の駅、宿泊施設、その

他多くの来県者が立ち寄る施設や場所において、事故多発地点をマッピングしたポスターの掲出、分析結果による地点を記載したチラシの配布などを考えております。さらには、従来から実施しているテレビ・ラジオ放送等での呼びかけや、道路情報板を活用した情報発信についても、分析結果を反映させたものとしていきたいと考えております。

(組織犯罪対策費について)

遠藤副委員長 警7ページ、組織犯罪対策費ということで、先ほど本部長の説明の中で、まだ現在に至っても憂慮すべき点が3点ほどあるという説明をいただいたわけでありませう。そういう中で、新年度予算に対して、組織犯罪に対する予算への反映はどのようになっているのか伺います。

宇野組織犯罪対策課長 新規の事業としましては、この後、審議いただく暴力団排除条例の施行に向けた、例えば標章の作製費用とか、のぼり旗の作製費用とか、そういった費用を計上しています。全体としては、これまでどおり活動できる予算を確保していただいているものと考えております。

(免許事務費について)

山田(七)委員 警5ページの免許事務費について伺います。今年度の免許事務費9億900万となっていますが、去年に比べてかなり事務費が上がっていると思います。その中でもこの運転免許試験費及び運転免許証作成費がかなり上がっていると思いますが、どのような理由で値上げをしたのか伺います。

跡部運転免許課長 運転免許費に関しまして2億弱上がっています。なお、これにつきましては、改正道路交通法、既に昨年6月17日に公布になっておりまして、その2年経過後までには施行ということで予定しています。警察庁の予定では平成29年3月施行を予定していると伺っています。この関係で、それに対する運転者管理システム、これは概要を申し上げますと、運転免許証を作成するに当たっていろいろなシステムがあります。このシステムの内容を変えないと道路交通法の改正に対応できません。

なお、その改正の内容は大きく2つございます。1つは、現行、普通免許、中型免許、大型免許と3つに分かれていますけれども、普通免許と中型免許の間に準中型という免許の区分を設けます。それから、高齢者対策と申しますか、75歳以上に認知機能検査を実施していますが、この流れが変わってきております。こういったことにより、システム全体を変えることとなり、費用、手数料がかかりまして、費用が増加に至っているという状況であります。

山田(七)委員 運転免許費の金額が上がっているということですが、これは、来年度以降免許を取る人たちにとって、何か負担になるということはないのでしょうか。

跡部運転免許課長 結果から申しまして、負担になることはありません。あくまで、運転免許課においての事務等をシステムを使って実施しますけれども、それに要する費用ということで、県民の方が負担する手数料については、上がるということはありません。

山田(七)委員 先ほど準中型免許証の区分が変わるという話がありましたが、これは免許を取る者にとってメリットがあるのか、あるのであれば、どのようなメリットがあるのか教えてください。

跡部運転免許課長 改正後につきましては、普通、中型の間の準中型ということで、詳細を説明しますと、現行、普通車は5トン未満、中型については5トン以上11トン未満、大型は11トン以上ということで3つに分かれております。なお、中型につきましては、普通車を取得してから2年以上経過しないと取得ができないという状況があります。

今度、道路交通法が改正されると、普通車については3.5トン未満と総重量が若干少なくなります。そして、新設の準中型自動車につきましては、3.5トンから7.5トン未満という範囲となります。中型につきましては7.5トン以上11トンという区分けになります。

なお、先ほど現行の中型については、普通車を取得して2年以上経過していないと取れないと説明しましたが、今度新設される準中型自動車については、そういう制限がありません。よって、普通車と同じく、18歳になったら取得できるということです。これは、高校を卒業した18歳の方が就職するに当たり、現在、運送業と配送業に使われる車両が3.5トンから7.5トンの対象域のものが多くということで、そういった免許を早く取得できるように、運送業と配送業の業界からも要望があることを受けてのことです。そして、調査研究の結果、区分を変えても支障はないということで、運転基準を下げないような教養を付けさせて免許証を与えるという趣旨であります。

(交通安全施設整備費について)

久保田委員

警8ページの交通安全施設整備費5億7,384万9,000円についてだが、予算概要の方は110ページに国庫補助事業と県単独事業と区別されていますが、課別説明書では、国庫補助事業、社会資本整備総合交付金事業、県単独事業と区別されています。なぜ、区別が違うのでしょうか。

初原会計課長

予算概要につきましては、大きく区分をいたしまして、国から補助をいただいている事業を進めているものを国庫等補助事業、県の予算のみで行われているものを県単独事業に区分しております。課別説明書につきましては、国庫補助事業、社会資本整備総合交付金事業、県単独事業の3点に区分をしていますけれども、この場合はさらに詳細に区分をしまして、国から補助を受けて行っている事業につきましては国補事業、これは警察庁から補助、社会資本整備総合交付金事業につきましては、国土交通省からの補助で行っている事業、最後の県単事業につきましては、県費のみで行っている事業という区分をしております。

久保田委員

課別説明書では、交通信号機高度化改良や道路標識・標示などの事業は、国補事業、または社会資本整備総合交付金事業の両方に記載されていますが、国補事業に計上するものと、社会資本整備総合交付金事業の計上するものとは、どう違いのでしょうか。

初原会計課長

設置する場所の問題で、国補事業につきましては、交通安全施設整備事業推進に関する法律という法律があり、それに基づきまして、指定道路——交通事故の多い場所など指定された場所につきましては、信号機の改良などの事業を行っております。また、社会資本整備総合交付金の事業につきましては、社会資本整備重点計画という計画がありますけれども、これは県で計画を立てているもので、それに基づく道路整備により、付随する交通安全施設ということで整備していきますので、場所が違いますが、同じ物を設置するということになります。

久保田委員

近年、道路で目立つオレンジのポール、いわゆる車線分離標、またはラバーポー

ルが設置されていますが、峠のセンターラインあるいは交差点等の隅に設置され、我々運転手はぶつかりそうになったり、景観上よくないと感じる場所があります。車線分離標を設置する効果と、どのような場所に設置するという設置基準はどうなっているのか。

岩柳交通規制課長 警察では、ポストコーンと呼んでいますが、基本的には道路管理者が施工するものであります。重大事故等が発生しますと、警察でも現場に行き、現地の確認をよくした上で、警察から安全対策として、ポストコーンの設置について申し入れる場合もあります。

この設置の目的ですが、交差点は、コンパクト化を図り、速度の抑制を図るために設置するものであります。また、峠道等のセンターライン上に設置してあるものについては、車両のはみ出し防止のために設置をするものであります。

なお、設置基準はないと聞いております。また、景観上よくないという話がありましたが、これにつきましては、道路管理者と協議いたしまして、景観を重視している箇所につきましては、オレンジ色ではなくて茶色のポストコーンを設置するなどの配慮をしているところです。

久保田委員 景観上よくないと言ったのは、観光地などで必要以上にポールが立っているのではないかと思います。新規道路は四つ角にたくさん設置されており、なんでこんなにもポールが設置されているか聞いたら、値段が安くて設置が楽で、壊れてもボルトを取りかえれば簡単に交換できるということでしたが、あまりに多すぎるのも景観上よくないと思いますが、よく研究して、道路管理者とも話し合っ、ある程度、見栄えが良いような感じの設置をしてほしいと思います。

岩柳交通規制課長 ただいま御指摘いただいた点につきましては、現場の状況をよく確認した上で、また、道路管理者と連携を図りながら、どのような形に設置したらいいのかということも含め、再度検討してまいりたいと思います。いずれにしましても、重大事故の発生場所等におきましては、安全対策として実施している点もございますので、物理的な安全対策も効果的に施工しながら、悲惨な交通事故が1件でもなくなるように全力を傾注していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第21号 山梨県暴力団排除条例中改正の件

質疑

山田（七）委員 条例改正により、新たに甲府中心街と石和温泉街を暴力団排除特別強化地域に指定することと、近年、暴力団による抗争やトラブルがあり、県民の1人として、安心して甲府や石和で過ごすことに、少々危機感を持っている人間としましては、本当にありがたい条例だと思っています。

今後このような事件が起こらないよう、繁華街から暴力団を締め出して、県民の方々や観光客が安心して利用できる環境が整備されることとなりますので、強化地域を設けることは賛成です。しかし、強化地域が2地域に限定されていますが、な

ぜこの2地域に限定したのか具体的に説明をお願いします。

宇野組織犯罪対策課長 甲府市中心街と石和温泉街の2地域における風俗営業店等の割合が、県全体の約3割を占めていまして、暴力団がみかじめ料等により資金を得るため、縄張りを設定しようとするなどの圧力が他の地域と比較して格段に高い、強いと考えられるところです。また、近年この2地域では、暴力団によるトラブルや暴力事件が多数発生していまして、暴力団の不当な影響を徹底的に排除しておく政策的な必要性が極めて高い地域であると考えていて、条例改正により、この2地域に限定することとしたものです。なお、今後の暴力団情勢の変化によっては、この2地域以外にも指定することを検討してまいりたいと思っています。

山田（七）委員 今後2地域以外での強化の対応ということは、当然、甲府、石和温泉街という2地域で、暴力団は、私のイメージですが、手を変え品を変え、どこかが強化されたら、次にどこかへ行くというような感じがありますが、それが甲府や石和温泉から他地域へ波及するおそれがあります。その辺の対応について具体的に教えていただきたいと思います。

宇野組織犯罪対策課長 現在でも山梨県全県下におきまして、例えば暴力団が不当要求をしてくるという場合には、暴力団対策法に基づく行政命令を発出して、そういった行為を抑止するという手を打つことができます。また、現行の暴力団排除条例の中にも、暴力団の活動に資するということを積極的に行い、用心棒代を払うというような事業者については、勧告、公表というような行政措置がとれるわけです。この2地域を特別強化地域に指定したとしても、すぐにはその影響が他地域に広がっていくというのは考えづらいかなと思っていますが、御指摘の通り、そういった懸念も全くないというわけではありませんので、暴力団の実態につきましては、これからも引き続きよく解明をしていき、実際にそういった活発な活動がほかの地域で行われるというようなことが見受けられましたら、その地域について新たに特別強化地域に指定するということを検討していきたいと思っています。

山田（七）委員 この強化地域を設けるに当たり、他地域等の事業者や住民の方々の理解を得ることが当然重要だと思います。また、暴力団立ち入り禁止の標章につきまして、標章を掲げた店舗が暴力団を排除する意思を明確にしていくわけだと思いますが、明確に表示したことにより、トラブルに巻き込まれるというようなおそれもあるかと思っています。その対策については何か具体的にあるのでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 事業者や住民の方々への理解をどのように求めていくのかということですが、県警では、暴力団排除特別強化地域を設定するに当たり、昨年7月から9月にかけて、それぞれの地域において飲食店や住民の方から広く意見を求める説明会を開催しまして、おおむね同意を得たと考えているところです。また、昨年11月には、それぞれの地域内において、特定接客業者を対象としたアンケート調査を実施しましたところ、標章の掲示を約8割の事業者の方が希望するというような結果も出ていまして、今後、条例施行まで、さらに理解を深めるように努力していきたいと考えております。

また、標章を掲示した店舗の保護対策に関しましては、条例上、このたびの改正では、営業者に対する威迫行為等に罰則をかけるという全国初の規定を設けたほか、今後はパトロールの強化や各種取り締まりを徹底する、また、防犯カメラ等犯罪抑止効果の高い資機材の整備なども積極的に検討しまして、万全を期してまいりたいと考えています。

山田（七）委員 接客業者から暴力団への利益供与等の罰則規定が設けられていますが、私は少し厳し過ぎるのではないかというような気がします。その辺はどのように考えていますか。

宇野組織犯罪対策課長 暴力団排除特別強化地域につきましては、暴力団の不当な影響を徹底的に排除しまして、住民や来訪者にとって、一層安全で安心なまちづくりを特に強力で推進する地域として設定するものですが、暴力団に対し用心棒代等の利益を供与して積極的に暴力団を利用するということは、暴力団の活動を資金的に支えることとなる行為であり、暴力団排除特別強化地域を設定する趣旨に著しく反する行為であることから、罰則をもって規制をするという形にしたものです。

なお、暴力団におどされるなど、被害者の立場で利益の供与をしてしまったというような行為に関しましては適用しませんし、また、仮に利益の供与をしたとしても、警察に自主的に申し出ることによって、刑を減免する措置を補完しているところです。

山田（七）委員 事業所が、標章を明示し暴力団を排除するという、明確な意思を見せるということは、本当に重要なことですし、警察が表示した事業所等を確実に守ってもらえるということ、しっかりと説明されたので、理解はいたしました。今後、広く事業所等に理解してもらうための説明を、具体的にどのようにしていくのか伺います。

宇野組織犯罪対策課長 暴力団排除条例改正案が成立した際には、地域内の特定接客業者を対象とした説明会を複数回実施するとともに、管轄警察署や民間の暴力団排除団体等と連携をして、チラシの配布や周知イベントの開催などを予定しているほか、県警のホームページに改正内容を掲示することなどにより、周知を徹底していきたいと考えております。これにより、暴力団排除特別強化地域の住民や事業者の方々の御理解、御協力をいただき、これらの2地域が暴力団の影響のない、安全で安心な地域であるということを積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（飲酒運転の根絶への取り組みについて）

遠藤副委員長 新聞報道等にありました飲酒運転に関して、御意見、御質問させていただきたいと思っております。私の地元の市川三郷町でも、残念ながら、公務にある者が飲酒運転により事故を起こしたということで、大変に町民の1人として残念に思っています。また、皆様には御迷惑をおかけしたと認識をしています。

そういう中、昨年6月議会において、議長が取りまとめた飲酒運転根絶に関する意見書が出されておりました。知事部局、警察本部、教育委員会宛てということでしたけれども、それ以降、何件かそういったことがあり、最近の新聞報道によりますと、飲酒運転は若者に多いのではないかという報道もありました。10万人当た

りの事故が全国ワースト2位あるいは3位だという情報もありますし、罪の意識が薄れているのではないかとということでありました。そういう中で、警察としてどのような状況にあるのか、そういったことをどのように分析しているのか伺います。

中山交通部参事官 昨年の本県における飲酒運転による交通事故ですが、60件発生しており、74人が負傷し、5人の方が亡くなっております。いずれも前年と比べ増加しており、依然として飲酒運転に対する規範意識の低さがうかがわれます。このうち、16歳から24歳までの若者の飲酒の運転の事故ですが、8件発生していきまして、これは一昨年に比べ4件増加しています。また、飲酒運転による交通事故は、全体の約13.3%を占めている状況です。

遠藤副委員長 ふえていくということで、新聞でも憂慮すべき点ではないかと書いてありました。これは県内の公共交通機関が少ないというところがありますが、やはり規範意識の欠落というところも、若年層にあるということを考えれば、意識が徹底されていないと思います。

今後、それをどう反映していくか伺いたいのですが、私の意見としては、割れ窓理論ですが、ニューヨークのダウントウンの犯罪が減ったのは、実は抑止ではなくて、割れた窓を直す、あるいは落書きを丁寧に消していくということが結果的によくなったということだと思います。先ほどの暴力団条例の対応も青少年の根の根絶みたいなこともあるわけですが、そういったところまで入っていきけるような対応をお願いしたいと思います。これは、県民運動として動いていく必要もあると思いますが、警察としては今後どのように反映していくのか伺います。

中山交通部参事官 飲酒運転の現状に対して、警察としましては、厳しく現状を踏まえ、指導・取り締まりを強化していくことにしています。また、飲酒運転を助長する者に対しても、厳正な法令の適用を図ってまいります。最近では1月4日に甲府市内で発生した飲酒運転による死亡事故において、運転者の19歳の男性ですが、危険運転致傷罪で検挙し、さらに男性に車に乗せてほしいと依頼・要求した20歳の女性を同乗罪で検挙したところです。

飲酒運転をさせない環境づくりが大事ですが、これについては、関係機関・団体や各事業所、飲食店組合などと連携しながら、ハンドルキーパー運動ということで、誰かが飲まないで車を運転して、みんなを安心して送り届けるというような運動の推進に取り組んでいます。

また、運転者の教育としましては、特に若者に対して、遵法精神、法律を守る、交通安全意識を高めることが重要と考えております。これまで運転免許証取得後1年以内に違反を繰り返し、基礎点数が3点に達した方を対象にした初心運転者講習や、免許取得後、1回目の更新時に行う初回運転者講習、さらには、各事業所からの要請に基づき交通安全講話などを行っておりますが、これらにおいて、今後は飲酒運転の危険性や悪質性について講習の内容を充実させ、若者ですので、大学や専門学校と連携した情報発信など対策を推進していきたいと思っております。その結果、飲酒運転をしない、させない、許さないとの気運を醸成して、交通事故の防止を図っていきたくと考えております。

遠藤副委員長 社会に対する教育もしていただきたいと思っております。

数年前ですが、市川三郷町の成人式には、必ず交通課の課長さんが来て、交通安全に対する講義をしていただいたように記憶していて、最近そういったことも実施してないので、できる限り若い世代に向けて情報発信していただく。もちろん交通安全に対しても、また、いろいろな事件等の規範意識についても御指導いただける

ようにお願いします。

中山交通部参事官 今後とも県警察、各警察署は、県並びに市町村、関係機関・団体と連携を図り、若者のみならず、県民の皆様全体の中に飲酒運転を根絶する気運がさらに醸成されるよう努めてまいりたいと思います。

(交差点の事故防止について)

渡辺（英）委員 交差点の事故を最近非常にニュース等で見るわけですが、小学生が左折してきたトラックにひかれた、あるいは右折してきたワゴン車にひかれたという大変痛ましい事故が多発している状況です。本県においても、昨年12月国道で貨物車にお年寄りの方がはねられて死亡されたわけですが、私どもも運転していて、交差点で危ないと思うようなことが多々あるわけですが。昨年の本県における交差点の事故、また、どのような特徴があるのか伺います。

中山交通部参事官 交差点は道路が交差するというので、非常に危険な交通施設ですが、昨年県内で発生した交差点における歩行者と車両の事故は、発生が147件、負傷者が146人、亡くなった方が3人いました。このうち、横断歩道上における事故は、発生が107件、負傷者が107人、亡くなった方が2人でございました。交差点の横断歩道上の事故107件の特徴を見ますと、歩行者側の違反は、歩行者が信号無視をした1件のみで、ほかは車両側に違反がありまして、左右の安全不確認や前方不注視という違反が大多数を占めている状況です。

渡辺（英）委員 大変多いという印象があります。ほとんどが運転者の不注意ということで、巻き込まれた歩行者の無念さを思えば、何とも心が痛むわけです。そこで、今後どのような、交差点事故をなくしていくという取り組みをするのか考えを伺います。

中山交通部参事官 道路交通法では、車両等を運転する者に対して、前方を横断しようとする歩行者がいけないことが明らかな場合を除いて、横断歩道の直前で停止できるような速度で進行する義務や、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合の一時停止など、横断歩行者を保護する義務を規定しているところです。しかしながら、交差点で発生する事故の多くが、こうした規定が守られず、歩行者が被害に遭っていることから、警察としましては、関係機関・団体とも連携しながら、車両等の運転者に対して、交通安全教育や情報発信を強く推進するとともに、横断歩行者妨害等違反に対する指導、取り締まりを強化してまいります。また、歩行者に対し、信号機のある交差点では必ず信号を守ること、また、信号が青になっても、左右の車がとまったのを確かめてから渡ること、渡りながらも安全を確認し、右折・左折してくる車に十分注意すること、夜間は反射材を身につけることなど、自分の命は自分で守る行動の励行について、交通安全教育や情報発信を粘り強く推進していきたいと思っております。

渡辺（英）委員 信号機のある交差点ばかりでなくて、田舎へ行くと大変小さい交差点も多くあります。出会い頭に左側に障害物があったり、また、信号機のある交差点でも横断歩道がなかなか接近をしているとか、そうした交差点のきめ細かい点検、あるいは改良できるところはしてもらいたいという希望もあり、この辺の細かい配慮をお願いしたいと思いますが、この取り組みはどのようにされますか。

岩柳交通規制課長 横断歩道の位置についてですが、交差点の外形を決定するものでありまして、交差点内の車両速度を抑制するために、横断歩道を可能な限り交差点の中心部に寄せて設置をするというのが原則となっております。横断歩道を交差点から離して設

置した場合には、横断歩行者に不自然な動きを強いることにもなりますし、また、右左折後の車両の速度が上がり、危険度が増すということもございます。また、車両の停止位置が交差点から離れるために、車両の通過に無駄な時間が発生するなどの問題もあるということです。このために、県警察としましては、横断歩道を交差点から離して設置するという事は非常に難しい問題だと考えていますけれども、いずれにしましても、個々の交差点の現状をよく点検・確認した上で、改良が必要であればしていきたいと考えております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(山梨県大村智人材育成基金事業費について)

遠藤副委員長 企3ページの山梨県大村智人材育成基金事業費について質問します。基金に20億余を積み立てるとのことですが、人の名前、個人名が付く基金は珍しいと思います。先生の御功績は偉大なものであると認識していますが、名前をいただいた経緯、先生の思いがどのように予算に反映されているのか伺います。

上野企画課長 大村先生は、若いころから本県にとっても山梨科学アカデミーの設立ですとか、人材育成に強い思いを持って、様々な取り組みをされてきました。その結果、昨年のノーベル賞の受賞ですから、本県としても先生のお考えに則って人材育成に取り組むことが、たいへん大事なことではないかということではじめたところですが、この内容については先生に御説明させていただき、先生の功績を長く顕彰するとともに、先生の考えを前面に出した形で人材育成に取り組んでいきたいということで御了解をいただきました。事業の内容については、若者の海外留学、若手の研究者への支援、また、企画課の予算ではなく教育委員会で計上されていますが、中高生の自然・科学研究などの活動に対する表彰制度、これらを併せて人材の育成に努めてまいります。

遠藤副委員長 今回この若手の海外留学者と研究者というふうに説明をいただきました。特にグローバル化の進展で若手の留学体験ということに興味がありますが、教育委員会の方でも海外に留学するような事業がありますが、その辺の違い、大村先生の思いをいただいて、どういったことに役立てていくのか伺います。

上野企画課長 教育委員会において、グローバル人材育成留学促進事業と高校生留学促進事業という2つの事業が行われています。1つ目のグローバル人材育成留学促進事業については、県が1週間程度の独自の留学プログラムを作り、県内高校生に参加の募集をしてプログラムを実施します。2つ目の高校生留学促進事業は、高校単位でプログラムを作成し1週間から2週間という単位で、テーマに沿った活動を実施することとなっています。今回、基金事業で行う海外留学については、子供たちが自分の目標とするテーマに沿って活動内容をプログラムして、その中で、期間を2週間から2カ月という短期のものと、最大1年まで可能とする長期のものと、それぞれ自分が目標とする活動内容を作成して取り組んでいくという内容となっています。

遠藤副委員長 これをどのように募集するのか、幅広く参加をする人を呼びかけるには、どういった広報活動をするのですか。

上野企画課長 基本的には対象が高校生ですので、すべての高校生に情報が行き着くように教育委員会と連携して、事業内容について広報に取り組んでいきます。

遠藤副委員長 応募をされてきた子供たちの選考とか基準とか、今後のスケジュールを現段階でわかっている範囲で教えていただきたい。

上野企画課長 選考の基準ですが、個人が作成するプログラムですので留学先や期間、留学先で実施する内容やプログラムのスケジュールができていて、本人がテーマについて強い取り組みの意欲があるかどうか、戻ってきてそれをどう生かすかというビジョンがあるかどうかを中心に選考していきたいと思います。募集については、新年度4月の早い段階から行いまして、7月中旬までには留学者を決定していきたいと思います。

(甲府駅南口バス交通案内表示システム整備事業費補助金について)

遠藤副委員長 リ6ページの甲府駅南口バス交通案内表示システム整備事業費補助金です。県民や観光客のバス利用者の利便性の向上のため、多言語表示をすることですが、具体的にどういう整備になるのですか。

深沢交通政策課長 具体的な整備内容ですが、甲府駅南口は幹線や地域内の路線が発着する、あるいは経由する県内最大のバス交通の拠点です。今回整備しますバス交通案内表示システムですが、バスセンターなどにバスの乗降場所ですとか、バスの運行情報を表示する総合案内板を設置します。また、公共ロータリーに6箇所のバス乗降場が整備されますが、バスの行先、発車時間などをリアルタイムで表示する案内板を設置することになります。

遠藤副委員長 私が絵として浮かんで来ないので、パンフレット等あとでいただきたい。ただ、私も身延線を利用して甲府駅まで来ますが、外国人はあまり見かけない。現状、バス利用は高齢者とか子供とかの交通弱者が多いということで、この辺の考え方が、多言語表示ということがどのように県民対応になっているのか教えてほしい

深沢交通政策課長 日本語での表示は当然ですが、多言語表示ということで外国から来た観光客の利便性高いシステムにしたいと考えています。日本語に英語、中国語、韓国語など計6カ国語の表示を行って、バスの乗り方がわからない外国人のバス利用の利便性の向上に配慮してまいりたいと思います。

遠藤副委員長 将来の外国人観光客の入れ込みを想定してという解釈をさせていただきます。3分の2の助成ということですが、財源、予算の割り振りについて教えていただきたい。

深沢交通政策課長 国の交付金については、社会資本整備総合交付金を取り込む予定でいます。県の補助額3,805万7,000円ですが、その中に課別説明書リ6左上に国補とある2,473万7,000円が甲府駅南口バス交通案内表示システムに充当する予定の社会資本整備総合交付金です。また、地元の甲府市にも国補の上にある負担金634万2,000円を負担していただく予定となっています。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略推進県民運動事業について)

山田(七)委員 知10ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進県民運動事業について伺います。県民の理解を深めるための講演会を開催とありますが、今年度も似たようなフォーラムを開いていると思います。それを実施することによって、どのような効果が出たのか、今年度はどのような内容で実施するのか教えてほしい。

三井人口問題対策室長 今年度については、2月7日に思想家・人類学者の中沢新一先生にお願いしまして、ふるさとやまなし創生フォーラムというものを実施しています。基調講演を中沢先生にお願いしましたが、歴史や文化、県民性など、山梨の魅力に触れながら御講演いただきました。そのあと、教育関係者5人のパネリストが幼少期から青少年までのライフステージに応じた人材育成について議論していただきました。今回、県立大学の講堂で行いましたが、講堂が満員になるほど、大勢の皆様にご参加いただき、地方創生に対する県民の関心について実感したところです。

山田（七）委員 今年度のフォーラムは、人材育成をテーマに行ったということですが、来年度について、具体的にテーマが決まっていたら、お伺いしたいと思います。

三井人口問題対策室長 総合戦略においては、雇用・人材・人の流れ・子育て・地域の5つの基本目標を設定しています。今回、人材育成ということでフォーラムを実施しましたが、来年度はこれから実施の段階に入りますので、いろいろな課題を鑑みながら、来年度のテーマについて考えていきたいと思っています。

山田（七）委員 講演会を開催し、講師先生方の話を聞くということは本当に重要なことだと思います。しかし、本来留意すべきことは、開催が目的ではなく、いかに活性化につながるかが本来の目的だと思いますが、県の取り組みや対応を伺います。

三井人口問題対策室長 総合戦略の実効性を高めていくためには、県民の皆様の御理解と御協力は非常に大事だと思っています。今年のフォーラムは今まとめているところですが、講演会の内容について広く県民の皆様に周知していきたいと思っています。来年度また継続して実施していきますが、地域の活性化につながる取り組みに発展するように、住民に身近な、市町村・企業・団体などの関係機関と十分に連携を取りながら、県全体で地方創生に取り組んでいきたいと考えています。

（お試し住宅整備促進支援事業費補助金について）

山田（七）委員 知12ページの甲斐適住居移住サポート事業費のお試し住宅整備促進支援事業費補助金についてです。空き家が日本一多いといわれている山梨県ですが、空き家を活用した移住対策は有効な手段だと思っています。空き家を活用した移住促進住宅の整備を行う市町村に助成をするという説明でしたが、そのような内容なのか教えてほしい。

三井人口問題対策室長 移住者にとりましては、一番空き家が人気があります。移住者にとって山梨を知って、来ていただくということが大事なことで、この事業を計画する訳ですけども、事業の中身としては、空き家を改修して、一定期間移住前にお試的に利用できる住宅を整備する市町村に対して、その費用の一部を助成する制度です。事業費としては、一軒あたり上限200万円を10軒予定していますが、200万円というのは空き家に住むには水まわり等の改修が必要になりますので、それと改修して住める費用ということで200万円を想定しています。

山田（七）委員 このお試し住宅ですけども、現在、県内にこのような住宅があるのか。また、県外に同様の事例があって、県内において参考になるようなものがあるのか教えてほしい。

三井人口問題対策室長 県内ですが、韮崎市で市営住宅の2部屋を移住者に対して貸し出しています。身延町でも古い民家を3棟貸す事業を実施しています。また、富士河口湖町で

も2棟を貸しているということが県内の状況です。県外の状況ですが、国土交通省で県外のお試し住居に関する調査をいたしました。宿泊用の体験施設があるところが全国平均でいうと20%弱くらいです。高知県は市町村数34ですが20か所あるそうですので、先進的などころはありますが、県によってバラバラで、山梨県では今説明した3市町だけであって、全国的には全市町村にあるという状況ではございません。

山田（七）委員 このような支援制度を全県的にどのように浸透させていくのか、県の対応を教えてください。

三井人口問題対策室長 県内でもお試し住宅が少ない中で、今回の支援制度について市町村の方で制度をまず作っていただく必要がありますので、空き家実態調査が終わっている市町村に働きかけを行って、お試し住宅をふやしていきたいと考えています。

山田（七）委員 お試し住宅のリフォーム、水まわりの修繕ということで、お試し住宅の普及を行っていくという説明を聞きましたが、水まわりが直ったから県外から山梨県へ移住しようという気にならないと思いますが、その点、山梨の特徴や特色というものを空き家に付加価値をつけて、PRしていくというような考え方はないのでしょうか。

三井人口問題対策室長 空き家の水まわりの修繕の話をしてきましたが、空き家は人が住まないと傷むものですから、屋根や水まわりの修理に要する経費を補助して、お試し住宅につなげていきたいということです。お試し住宅は、農政部の方で事業を持っているリンケージ農園という事業があります。空き家と農園をセットにした形で、市町村に整備していただき、空き家に住んでいただきながら農業もできるという付加価値を付けていくようなことも考えています。

（山梨県大村智人材育成基金事業費について）

山田（七）委員 企3ページの山梨県大村智人材育成基金事業費について伺います。当初予算概要の方で見ますと、表彰制度というのが入っていると思いますが、山梨科学アカデミーでも同じような表彰制度を行っていると思います。どのような違いがあるのか教えてください。

上野企画課長 当初予算概要には、先ほど話しました3つの基金事業として載っています。課別説明書では、表彰制度については教育委員会所管になりますので、教育委員会の方に載っていて、残りがこちらに載っています。科学アカデミーでも毎年表彰活動をしています。科学技術・自然に関するテーマで研究をしているものについてですが、一回のみの成果だけではなく、継続して概ね3年程度の活動実績を勘案して、小学生・中学生・高校生の活動を表彰しています。今回、基金の方でする表彰制度については、例えば、科学の甲子園ですとか、読売新聞社でしている科学賞ですとか、科学分野のいろいろな大会等がありますが、そういう大会でよい結果を残した、中学生・高校生を表彰していこうという趣旨です。やはり、大村智先生の名前に関する以上は、ある程度、専門性の高い、レベルの高い活動内容である必要があるだろうということから、既存の制度の大会等で評価を得られたものの中から選んで表彰していこうというものです。

山田（七）委員 大村先生の功績というのは、永く後世に伝えていただきたいのですが、表彰ということだけではなく、この山梨県で、大村先生の名前を使用した科学的な大会を開いて、全国から中学生、高校生、企業を呼んで来るという壮大なプロジェクト等を

開催する考えがあるかお伺いします。

上野企画課長

そういう科学の大会をすることで、全国から子供たちを集めることも大事な視点かなと思います。ただ、科学技術の大会等を見ますと、個々個別のレベルの高い内容になっていまして、多くの子供たちが参加する趣旨のものとは違ってきています。そういう全国規模の大会を開く場合には、準備期間とか受け入れ態勢を整えると、相当数のスタッフが必要になるということになりますので、当面は活動を表彰していく方向で進めたいと考えています。

(リニア見学センターの管理運営について)

山田（七）委員

ぜひとも前向きな対応をお願いします。続きまして、リ3ページのリニア見学センターの管理運営について、来年度から委託料がゼロになるとのことですが、もう一度詳しく説明をお願いします。

小田切りニア推進課長

指定管理者の施設の収支については、実績による利用者を見込みました。それから、利用者数に基づいた利用料金や売店の売り上げ等の収入、施設の運営に必要な人件費や施設管理費などの支出を積算したところ、収入で支出を賄いきれないということではなくて、県から委託料がなくても運営できるということになりました。ちなみに、平成27年度までの2年間の実績を踏まえながら、類似施設の開館から5年くらいの推移で推計しているものを参考にしながら、今後必要なサービスについても、経費を基に収入収支を推計して、平成28年度以降については県から委託料がなくても運営できる見込みです。

山田（七）委員

委託料がなくても運営ができるという話ですが、どのような積算をしたのか伺います。

小田切りニア推進課長

見学センターの来年度以降3年間の収支計画についてですが、これまでの実績ということで、年間の平均利用者を25万3,000人と見込みました。この利用者数の見込みに基づきまして、利用料金収入、これが約8,000万円ほどということですが、これにさらに利用者の方が使われるであろう売店等の売り上げ収入を約9,000万円という見込みをする中で、両方合計しますと、約1億7,000万円ぐらいになりますけれども、その収入があるだろうという見込みをしたところです。

これに対して支出につきましては、今申し上げた利用者に見合った形でのスタッフの配置、それから、施設の管理といった必要経費を積算し、収入と均衡を見比べたところ、ほぼ同額ということで、県からの委託料支出をせずに運営できるという判断をしたものでございます。これに基づきまして、指定管理者と協議いたしまして合意を得て、今回委託料ゼロということにしたいと考えているところです。この結果、現在までに7,000万円近く支出していた委託料がなくなるということですが、仮に赤字になった場合でも、指定管理者のリスク負担として、県では補填を行わないということになっております。

山田（七）委員

利用者数を25万3,000人と計算している中で、当初の予定が10万5,000人、それを2.5倍という形で26万3,000人、そして、平成27年の見込みが29万7,000人ということですがけれども、25万3,000人というのは少し謙虚な数字かなと感じるんですけども、その辺の根拠というか説明をお願いいたします。

小田切りニア推進課長 先ほど御説明させていただきましたが、こういった展示学習施設につきましては、やはり最初の数年というのは非常に開館効果がございます、多くの方が来ていただけるということがございますが、それ以降はやはりどうしても減っていくという傾向が、これは全体的に見てとれるところでございます。そんなことも考えながら、今回も去年、今年ということで人数を見ていたところでございますけれども、当初の想定を上回る方にたくさん来ていただいたということもございますが、今年をベースにしながら、来年、再来年というふうなことで見ていったときに、減衰ということがございます。そうしますと、来年度は多分今年と同じぐらいのものは見込まれるだろうということがございますが、4年目以降は80%、5年目以降は75%という類似施設の減衰率も考慮いたしますと、3年間の平均でおおむね25万3,000人ということです。来年度は今年度と同じでいいんですけども、再来年以降の分が加味されるということで、平均25万3,000人ということで説明させていただいております。

山田（七）委員 利用料金収入が黒字となった場合県に50%還元されるという説明を受けたが具体的にどのようなことか教えてほしい。

小田切りニア推進課長 指定管理施設が仮に赤字になった時でも、指定管理者がリスクを負担して県では保証はしないという考え方があります。一方、今回指定管理者の努力で黒字になった場合については、リスクを負担している指定管理者の利益となる考え方もありますが、今回、リニア見学センターはリニアの普及啓発の場であるということもあり、本県の新たな観光の拠点として整備する重要な施設ということで、ほかの施設と異なり、イベントの開催、県外におけるPR活動を積極的に実施して誘客に努めています。現在見込んでいます25万3,000人を上まわった場合についても、すべて指定管理者の努力ではなく、県の努力もあるということで、指定管理者と協議した結果、入館料については料金の見込みが7,900万円ほど見込んでいますが、それを上まわった場合については、50%について県に還元させるように交渉して、このように提案させていただいております。

（リニア中央新幹線用地取得事務受託事業費について）

山田（七）委員 リ4ページのリニア中央新幹線用地取得事務受託事業費について伺います。補正の予算の概要のところでは質問しましたが、1億1,000万円余の減額という形の中で、当初予算の中で遅れを取り戻しているという答弁をいただいたが、当初予算に、その意気込みがどのように反映されているのか伺います。

清水リニア交通局理事 今年度の予算で1億円余減額をしています。来年度については、必ずしも昨年度減額したものをそのまま上乘せしたということではありませんが、全体のスケジュールを見直す中で、必要な経費を計上しました。具体的には、用地交渉業務の再委託については1億1,250万円余、不動産鑑定費については、5,311万円余を計上しています。

山田（七）委員 リニア開通というのは山梨県の経済発展・活性化にとって重要な位置づけであるが、その中で工期の遅れは絶対にあってはならないと思います。平成33年度用地取得完了ということを再度確認したいと思います。

清水リニア交通局理事 現在JR東海が沿線の市町と道水路の付け替え協議をしております、地元の理解が得られたところから用地測量等を実施していくことになっております。今年度と違いまして、来年度につきましては、地区ごとの状況等を踏まえまして作

業工程を組んでおりますので、この工程に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。7年という受託期間の中で、何とか取得を完了したいと思っております。

(中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進事業費について)

久保田委員

企4ページの中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進事業費についてです。中部横断自動車道も平成29年に開通しますが、その開通効果を最大限に活用するために、平成20年度に策定されました中部横断道沿線地域活性化構想に基づき、沿線市町、地域関係者等で構成する協議会において活性化を検討し、地元の旬の食材を生かした弁当の開発や地域資源を生かしたプロジェクトが実施されていますが、活性化構想に基づくプロジェクトについてどのような評価をしているか伺います。

上野企画課長

中部横断道沿線地域活性化構想は、平成20年度に策定しまして、いろいろな取り組みとして、地元の食材を使った弁当の開発や自転車をテーマにしたイベントの開催というような取り組みを進めてきました。こうした取り組みを進める中で、地域の連携ができたり、プロジェクトに取り組む人材がはっきりしてきて、地域のリーダーが育ってきたということが大きな成果であったと考えています。

久保田委員

その評価が3月6日までパブリックコメントが実施されている中部横断道沿線地域活性化ビジョンに生かされていると思うが、どのようなところが生かされているか教えてください。

上野企画課長

御指摘のとおり、3月6日までパブリックコメントを実施しているところであります。ビジョンそのものについては従来の構想のように、自治体ですとか個別のエリアごとにプロジェクトをするような格好では、影響範囲が少ないのではないかと考えています。そういう意味で新たに策定していますビジョンの中では、各地域でさまざまな主体が連携して取り組みを進めていこうと、県としては連携の方向性や方策を明らかにし、それぞれの活動を支援していくという形で考えています。その実際の事業実施時には、先ほど話したプロジェクトをまわしてきた地域の人材ですとか、これまでの取り組みの経験値というのがベースになって、新たな取り組みに進むものと期待しています。

久保田委員

中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進事業費は、中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進を図るために沿線自治体と連携した協議会を開催する費用だと思いますが、それがもし活性化に向けて具体的な事業を実施する時に、予算はどうするのですか。

上野企画課長

中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進事業費ということで、ビジョンの推進を図るための沿線自治体と各専門家等からなる協議会ですから、自治体とか関連機関が、こういうことを実施するという情報を持ち寄る中で、協議会の中で情報共有を図ることで、ほかの機関からこういうことが手伝えるとか、一緒に実施すれば広がりが出てきますよねというような形を整えていこうというものでして、個々具体的な事業の予算については、各事業の主体が計上して取り組んでいくと考えています。

(ボランティア・NPOセンター運営費補助金について)

久保田委員

企18ページのボランティア・NPOセンター運営費補助金について伺います。ボランティアセンターの廃止、ボランティア協会の事務室は防災新館に確保し、ホール、学習室、会議等はほかの公共施設を使用するということですが、それでよいのかと思いますがどう考えますか。

市川県民生活・男女参画課長 ボランティア・NPOセンターですが、建物の老朽化や耐震性の問題を踏まえて、今後の在り方について、ボランティア協会、県社協、県も参画する中で、検討してきました。その結果、山梨県のボランティアをめぐる状況は、地域福祉の分野などボランティアの必要性はますます高まっているが、ボランティアの担い手が高齢化をしているという実態、あるいはボランティアをしたいんだけどなかなか身近な情報が得にくい、それから実践につなげる仕組みが整っていないという課題が出ています。そういう中で、ボランティアセンターに求められる機能はボランティアの実践を県内全域に広めていくことが、一番重要ではないかという考えのもとで、防災新館にボランティアセンターの拠点を持ってきて、県内のボランティア情報の集積、発信、マッチング、ネットワークの構築などに重点的に取り組むことになっています。団体の皆様が打ち合わせ等をするスペースというのは、現在のボランティアセンターに慣れ親しんでいる方もいると思いますが、市町村においてもボランティアセンターの整備が進んでいたり、生涯学習推進センターや公民館など、活動拠点のようなものが県内各地に広まっていることを踏まえまして、こういう形でボランティアの実践につなげていくことを柱とした事業展開をするという結論に至ったところです。

久保田委員 今までボランティアセンターの中にあつた視聴覚室や会議室を、各地域の公共施設を利用しろということですが、5万8,000人ほどの存続の署名も県へ提出していると思います。一番の問題は耐震性もなく、老朽化も進んでいるわけですが、利用者数も少なくなっていたのでしょうか。

市川県民生活・男女参画課長 利用状況ですけれども、昭和63年がピークで6万9,000人近い利用がありましたが、その後、減少傾向にありまして、二、三年は2万5,000人前後というふうに承知をしております。

久保田委員 署名も集まっているわけですが、ほかの公共施設を使えという結論になったが、それまでセンターのホール等を使用していた団体等から意見を聞いたり、団体等をどのように説得したかを教えてほしい。

市川県民生活・男女参画課長 利用者への説明は、センターを管理しているボランティア協会が利用者団体への説明ということで実施をしています。それから県内各地にある公共施設ですとか生涯学習施設の一覧表をお見せする中で、説明をしていると聞いています。

久保田委員 ボランティア団体等の活動に支障が生じないか危惧する訳ですが、ボランティア・NPO運営費補助金2,688万7,000円については、内訳はどうなっていますか。

市川県民生活・男女参画課長 予算の内訳でございますけれども、人件費に係る部分が約2,100万円、施設の維持管理費は10万円程度となります。それから、事業費が489万円、事務費が39万円といった状況でございます。

久保田委員 防災新館の方に確保した場所を見ましたが、かなり狭いです。大きな団体が入れるのか心配していますが、その辺はどうでしょうか。

市川県民生活・男女参画課長 ボランティアセンターとして今後考えているスペースでございます

けれども、あの場所の面積は確かに狭いんですが、生涯学習推進センターと隣接しておりまして、生涯学習推進センターの会議室が3室ございます。これにつきましては、所定の手続きをとっていただければ、予約をして無料で利用することができますので、そういったものも積極的に活用していただきたいと思っています。それから、少人数の方たちが集まって打ち合わせをしたいというようなスペースも確保する予定でありますので、御理解いただけるかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第1号 山梨県大村智人材育成基金条例制定の件

質疑

前島委員

基金をつくるということ、これは大変結構なことなんですね。この中で、条例の内容の(5)のところに、基金は、基金の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができるかとあります。言いかえれば、基金を取り崩すことができるかと解しているわけです。だけど、今の状況の中で、マイナス金利時代、ほとんどの山梨県の基金というものを取り崩さない。取り崩さないため稼働していない。

こういう状態の中で、全体の基金のあり方を検討すべきだと思うんだけど、新しく条例をつくる場合に、20億円なら20億円を先生の名においてつくっていくには、その目的を達成するために、もっとしっかりとした基金のあり方を策定していかないと、実際それが効果を上げていく基金とならない金融の状況、将来を見ずえた中で、ここのところをどういうふうにしていくかというところを説明いただきたいと思います。

上野企画課長

20億円の基金を積むんですが、利息で事業が賄えるかということ、もう賄えない状態になっております。予算を考えたときにはもう少し状況がよかったんです。そういう中で、基金を崩していくのかということ、やはり大事なことは、大村先生の名前を冠した基金を積んで、その偉業について長く顕彰していくという姿勢も大事なことだと考えております。そのために、人材育成に必要な事業につきましては、一般財源等を投入しても必要な資金は確保して事業を実施してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第5号 山梨県部等設置条例等中改正の件

質疑

遠藤副委員長 組織改編ということですが、機能強化を図る目的ということでありました。これは私どもの自民党・県民クラブ、中村正則議員の代表質問による答弁でも明らかになっております。ただ、これを審議する中で、組織がどう変わっていくのかということが具体的に見えないということで、組織図の新旧対照表とか何か別の資料があればいいと思うんです。これだけだと、いいものか悪いものか、本当に機能強化になるものかという判断がつかないんですが、新しい組織はどうなるのかお伺いいたします。

石原行政改革推進課長 今回、御審議いただく県の部等設置条例は、部局の名前や部局ごとの分掌事務しか出ておりません。この間、答弁でお答えいたしました2つの課はこの条例の中に出てまいりませんが、なぜ、2つ課を例示したかということ、ただいま私が説明いたしました部局の名称の変更だけでは、到底御理解いただけないという前提に立ったものでございます。今ごらんいただいている議案の19ページの第1条の中に、例えば「知事政策局」を「総合政策部」に改め、とありまして、その下に、「立案」を「企画立案」に改め、とありますが、これでは全然わからないと思いますので、分掌事項の2カ所の部分だけ補足説明をさせていただきたいと思っております。

現在、知事政策局の分掌事務に、政策の立案及び重要事項の総合調整に関する事項、そして、企画県民部にも、主要施策の企画及び調整に関する事項というのがございます。これをまず1つにして、政策の企画立案及び総合調整に関する事項とし、それを新しくできる総合政策部に分掌させるということですので。そのときに、総合政策部に政策企画課を置いて、そこにやらせるということでございます。

それと、世界遺産富士山課でございますが、現在の企画県民部を県民生活部にするといったときに、文化・学術振興を新しい県民生活部に分掌させる。今、世界遺産富士山課でやっている、富士山の世界遺産としての文化的価値の保全、これを新しくできます世界遺産富士山センター、それから、富士山科学研究所と連携をとっていくということで県民生活部に分掌させるということでありまして。それで2課を例示として出させていただきました。

遠藤副委員長 詳しい説明というか、丁寧な説明というか、余計、私ども素人としてはわからなくなっただけですけども、それが県民生活の中で、また行政機能の中で本当に効果があるものかというのが、今の段階ではわからない。少し別の角度から申し上げますと、平成28年度予算の審議もされておりますが、要するに、この部署の変更に伴って、予算も組みかえが起こったりすると思っております。そういう中で、ここで今、部署を変えますよ、分掌も変わりますよということを言われても、具体的にイメージできないんですが、その辺、例えば予算の面からどういうふうな変更が想定されるか伺います。

石原行政改革推進課長 例えば、課別説明書の知7ページをごらんいただきますと、行政改革推進課は今この2つの事業をしておりまして、これは総務費になりますが、例えば業務分掌のやりとりがございまして、教育委員会関係の仕事を仮に行政改革推進課ですとなれば、明年度からは例えば教育総務費が、ここに出てくるということでございます。県としての総枠、それぞれの教育費や総務費といったもののフレームは変わらないと御理解いただきたいと思います。

遠藤副委員長 それが本当に機能強化になるのかというのが判断できないんですけども、今回総務委員会として採決すべきものと決定をしなければいけないわけで、もう少し変えることによって機能強化、また、組織改編や予算についてわかる説明をいただきたいと思います。

石原行政改革推進課長 組織を変えるということは、当然人的措置が伴ってまいりますので、その辺、人事課と最終調整をしているところでございまして、現段階では申しわけないですが、まだ確定した返事ができないということです。

遠藤副委員長 だから、その不確定要素がある中で、可否を下さなければいけないということですね。

松谷知事政策局長 済みません、担当が詳しい説明をしようとして、なかなかわからなくなってきました。単純に御説明申し上げますと、このたびの組織改編の主な概要は、先ほど言いましたように、総合計画、総合戦略を強力に推進するために企画能力を上げるということで、今まで知事政策局スタッフのところで担ってきた政策部門と、企画県民部にありました企画課で業務を担っておりました企画や調整部門を一元化して企画能力を高めるという目的があります。それから、例えば世界遺産富士山課というのを例示させていただきましたが、観光部に協力金や富士山の登山道の安全整備についての業務がございまして、そういったものを今度は世界遺産富士山という考え方の中で、一元的にやっていくという、効率を考えた中での整備でございます。

遠藤副委員長 今回こういう提案でありますけれども、これだけを見れば、それで、はい、そうですねということなんですが、いろいろな部署にかかわることなので、またこの辺については、もう少し委員会で議論したほうがいいように思いますが、いかがでしょう。

松谷知事政策局長 組織改編につきましては、先ほど担当が申しましたように、強力に業務を推し進めるためにやっていく、総合計画、総合戦略を強力に推し進めるということで今回の条例改正をお願いしておるわけでございまして、その前提として、県民にわかりやすいとか、効率的になっているとか、時代に即したものになっているとか、そういうふうな前提をもって組織改編を進めるということで、作業を進めているところでございます。

つきましては、担当から申しましたように、人事との関係がございまして、詳細について、組織改編、これは具体的にいいまして、行政組織規則と事務決裁規則という規則でございまして、これらの最終的な作業の詰めを行ってございまして、なかなかここでお示しすることができないということで申しわけございませんが、私もこうした組織を担当する局の責任者ですので、ある意味、私も責任者としての集大成ということで、しっかりとかわらせていただいて取り組んでまいりますので、ぜひとも御理解をお願いしたいと思います。

前島委員 少し整理をして、本当はこれが先にあって、そして、予算が提案されていかなければならないという手順なんです。けれども、既に予算を審議して、今度は知事政策局と企画県民部の名称を変えるという条例が出てきたわけですから。

今の当面の執行部の考え方というのを解説させていただくと、知事政策局は総合政策部に名前が変わるだけなんだと。だから、今、議決をしたものは、そのまま知事政策局の事業を総合政策部へ移行するんですと。それで、企画県民部の予算審議をしたものは、これで県民生活部という名称に移行するんですと、もっとわかりやすく説明していけば理解ができるんです。予算の組みかえが伴うのかどうかということはこちらは聞いているわけです。事業の仕分けが変わってくるのかどうかという、今、審議したことが変わるのかということ、議会筋は心配しているわけです。

から、少し整理して説明してください。

松谷知事政策局長 当然、先ほど申しましたように、企画部門を集約するということですので、現在、企画課にある業務が総合政策部に上がっていくということで、その予算はそちらに行きます。それから、富士山の業務についても、観光部にあったものが移っていくということになります。ただし、御心配の向きもあるやに聞いておりますが、富士山の観光部門というのは観光部で担っておりますので、富士山観光はしっかりと観光部でやっていくということを一言申し添えたいと思います。

高野委員 この条例はあくまでも知事政策局と企画県民部の名前を変えるという意味ですよ。だから、予算は全て、例えばさっき予算を議決してしまったんだから、新しい名称になった部局へすみ分けしていきますよと言えば、それで説明は済む話なんですけどね。

松谷知事政策局長 申しわけありません。予算につきましては、すみ分けをしまいたしますので、よろしく願いいたします。

塩澤委員長 執行部に申し上げます。先ほど遠藤委員から要求のありました新旧対照表等の別途の資料につきましては、作成していただきまして、でき次第、提出願います。

松谷知事政策局長 でき次第、提出させていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第39号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(指定管理施設・出資法人について)

遠藤副委員長 今回、26日の私の一般質問で、年度の区切りということで、指定管理施設・出資法人について質問させていただきましたけれども、関連質問が結構出て、課題が浮き彫りになったと思います。その中の1つに、役員の固定化・長期化についての議論がございました。この辺がどういうふうに進んでいるかということなんですが、特別委員会は、もともと県出資法人の経営健全化プランの中にあることを追従したような形で議論がなされていって、そのプランの中にはもちろん役員の固定化とい

うこともあったんですが、職務権限や責任のふさわしい人材、あるいは女性役員の登用ということも明記されておりました。その中の1つの固定化ということだったと思います。今回の特別委員会の議論と、私の一般質問における関連質問等で、健全化プランがどう進行しているのかについて伺います。

上野企画課長 県出資法人経営健全化プランにつきましては、平成27年5月に改正をさせていただいたところであります。これに基づきまして、各出資法人の指導・監督等を進めてきたというところであります。こうした中、昨年夏には特別委員会から御指導いただきました。それらも含めて、関係の所管課に対しては徹底を行うとともに、秋から個別のヒアリングや今後の運営体制をどんなふうと考えていくのかについて、文書に整理をしていただいているようなところであります。こうした取り組みを通じながら、各法人の指導等を行ってきたところでございます。

遠藤副委員長 文書に整理をしているということだったんですが、その内容については、今ここで説明できるものがあつたらお願いしたいと思います。

上野企画課長 個々それぞれの取り組みとか、法人としての経過、目的等さまざまありますので、今、個別に整理をさせていただいているところであります。先ほど御指摘等いただきました役員の長期・高齢化につきましては、早い段階から具体的な対応をお願いしてきたというようなこともありまして、ある程度方向性が出てきたところもございいます。

遠藤副委員長 そのある程度方向性が出てきたということを具体的にお示しできるものがあつたらお願いしたい。

上野企画課長 済みません、長期固定化ということで、企画課としましては、目安として、就任期間は10年、それから、年齢的には80歳、これを超える方については、プラン等を踏まえてきちっとした見直しなり整理が必要だというような話をさせていただいてきたところであります。該当する方は24法人で47人いるということで、このうち18人の方については、今任期、または、そこまでの間をもって退任する意向の方向で整理されたと聞いています。そのほかの24名の方は、現任期中に検討をさらに行っていきたいという話で、残りの5人につきましては、法人の由来と申しますか、寄附者であったり、深く関与しているというような、それぞれの経過がありますので、そういうことから再任というような話を伺っているところであります。

遠藤副委員長 かなり好転をしているのに、何で今まで教えてくれなかったのかという思いなんですが、特別委員会の申し入れとして議長に報告するよという言われているわけなんですが、その辺についてはどういう対応をされているんでしょうか。

上野企画課長 今、長期・高齢化している役員の整理もあわせまして、健全化プランに盛り込まれております法人の健全な運営の推進などにつきまして、整理をしているところであります。早急にまとめまして、議会中には議長に御報告をさせていただきたいと考えております。

遠藤副委員長 もともこの改革プランの実行性を高めるということと、私たち県議会で設置いたしましたのが意見が一致したような格好で一緒に推進していったわけですから、このことはまたいい方向だというふうに思います。改革プランもまた、女性の登用

とか、ふさわしい人材ということも言われていますので、この辺についても、取り組みを強化していただきたいと思いますけれども、今後の考え方についてお願いいたします。

上野企画課長 長期役員固定化ということだけではなくて、今御指摘いただきましたように、幅広い登用とか、女性の活用という視点もプランの中で申し上げているところであります。先ほど、24名の役員というのは検討中ですという話もありましたけれども、そういうところも含めて、当然プランの趣旨は各法人所管課には理解いただいていると考えておりますので、それぞれの法人の設立の由来とかそれぞれの体制を個々個別に配慮しながら、引き続き各所管課法人につきましては、検討を進めるように、我々としても適切な指導・監督に努めてまいりたいと考えております。

高野委員 今、遠藤委員が言ったものについて、何かはっきりした答えが出ない。議会中に出るといふのであれば、中間報告ぐらい今あってもおかしくないかなと思っているんです。当初、特別委員会で役員の固定化が一番問題になって、特にずっと同じ正副理事長だという問題もあり、これはおかしいではないかということになった。その場所へは現地調査へ2回も行きました。せめてそこぐらい説明してほしい。

それに、名前もおかしい。まるで山梨県がやっているような名前が幾つかある。例えば、山梨総合研究所、山梨県ボランティアセンター、何で山梨県なのかよくわからないんですけれども、そういうことで一番問題視されていたのは山梨総研だと、私も委員の中でそういうふうには思っていたんです。せめてその役員は、どうなるのとかいうふう聞いたときにちゃんと答えてください。

上野企画課長 役員の任期につきましては、個々個別の話になってしまいますと、それぞれの組織の中での決定とか、御本人の考えとか、いろいろ関連してくる部分もありますので、先ほどは数的な話でお話しさせていただいたんですが、できましたら、個々個別にどこはこうですよという話は差し控えさせていただきたいと考えています。

高野委員 いや、個々個別じゃなくて、一番問題になっているところだから、そのぐらいはどういうふうになるかぐらいの話はしてもおかしくないんじゃないですか。

(休 憩)

上野企画課長 失礼しました。先ほどの出資法人の長期固定化している役員についてでございますが、夏以降、特別委員会からもさまざまな御指導いただく中で、出資法人それぞれ、所管課も含めて真剣に検討をしていただいていたと考えております。そうした中で、企画課で所管しております山梨総合研究所におきましても、役員、正副理事長につきまして、プランの趣旨に沿った方向で考えていると報告をいただいているところであります。

高野委員 考えていただいているというのは、私の言っている、任期ももちろんあるんだけど、交代をするべきであろうと、こちらで言っている話なのか、交代するべきであろうと向こうで言っているのか、よくわからないけど、その努力は企画課でしているわけだね。

上野企画課長 役員の交代ということを前提に、検討していただいているところであります。

高野委員 ちなみに、山梨総研は、発足から何年経っていますか。

上野企画課長 山梨総研ができてから19年になります。

高野委員 それが固定化していたわけだ。もっとしっかり間違いないということだけ言ってくれないと、質問する意味がないですよ。

上野企画課長 正副理事長ともに交代に向けて検討いただいているという状況であります。

以 上

総務委員長 塩澤 浩